

第2編 大学 > 第5章 研究

麗澤大学研究倫理規程

平成27年4月1日制定
令和2年4月1日最近改正

(目的)

第1条 この規程は、麗澤大学（以下「本学」という。）の学術研究の公正性、透明性及び信頼性を確保するため、研究活動において求められる研究倫理を定めることを目的とする。

(対象)

第2条 この規程における「研究」とは、本学に所属する教職員、研究員等が関わるすべての研究を指し、「研究者」とは、当該研究に従事するすべての者を指し、学生についても、研究に関わる際には「研究者」に準ずるものとする。

(大学の責務)

- 第3条 本学は、研究者の研究倫理に係る意識を高めるため、啓発に努める。
- 2 本学は、研究活動及び研究費の執行に当たり、不正行為が起こらないよう必要な措置を講じる。
 - 3 本学は、研究に関して不当又は不公正な扱いを受けた者からの苦情、相談等に対応するものとする。
 - 4 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。
 - 5 本学は、前各項の責務を果たすため、教員倫理委員会を設置し対応するものとする。

(研究者の基本的責務)

- 第4条 研究者は、別に定める「麗澤大学教員倫理綱領」を基本とし、以下の事項を遵守しなければならない。
- (1) 研究者は、学術研究が社会からの信頼を基盤としていることを自覚し、高い倫理的規範のもとに良心と信念に従って、誠実に行動しなければならない。
 - (2) 研究者は、個人の尊厳と基本的人権を尊重し、いかなる差別もすることなく、公平に行動しなければならない。
 - (3) 研究者は、異なる分野の専門研究を尊重するとともに、相互に独立した対等の研究者として互いの学問的立場を尊重しなければならない。
 - (4) 研究者は、国際的、国内的に認められた宣言及び条約等、国内の法令、告示等及び学内諸規程を遵守しなければならない。
 - (5) 研究者は、あらゆる研究活動において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと及び加担しないことと共に、研究、調査データの適切な取り扱いを徹底し、不正行為等の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努めなければならない。
 - (6) 研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反の発生に十分な注意を払い、公共性・公平性に配慮しつつ適切に対応しなければならない。

(共同研究者への配慮)

第5条 研究者は、共同研究者、研究分担者、研究協力者等がいる場合には、当該研究者等が対等なパートナーであることを理解するとともに、互いの学問的立場を尊重し、誠意をもって接しなければならない。また学生が共に研究活動に関わる場合は、学生が不当に不利益を被らないよう十分に配慮しなければならない。

(情報・データ等の収集及び管理)

- 第6条 研究者は、当該研究に関わる情報、データ等の収集にあたっては、科学的かつ一般的に承認された妥当な方法、手段により行わなければならない。
- 2 研究者は、当該研究のために収集又は作成した情報・データ等の関連する研究記録は、事後の検証が行えるよう必要な期間、適切に保管管理しなければならない。とくに、個人のプライバシーに関わる情報については、特段の注意を払って取り扱わなければならない。

(研究対象者・協力者の保護措置)

- 第7条 研究者は、研究の対象者や協力者等に対して、法令や関係諸規程を遵守し、これを保護しなければならない。
- 2 研究者は、人の行動、思想信条、財産状況、心身等に関する個人の情報・データ等の提供を受けて研究を行う場合は、提供者である研究対象者及びその保護者又は法律上の権限を有する代理人に対して目的、収集方法等の説明を行い、原則として文書で同意を得なければならない。また、同意の撤回も可能であり、かつ撤回により不利益を受けないことも説明しなければならない。組織、団体等からの情報・データ等の提供を受ける場合についても同様とする。
 - 3 研究者は、提供を受けた結果を研究成果として公表する場合には、原則として予め研究対象者の同意を得なければならない。

(研究成果の適切な公表)

- 第8条 研究者は、研究成果の公表に際しては、データや論拠の学問的信頼性の確保に十分に留意すると共に、公正かつ適切な引用を行わなければならない。
- 2 研究者は、学術論文等の発表に際しては、原著者や既発表の関連データの利用、著作権等について、各研究組織や研究分野、学会、学術誌等に固有の慣行やルールを十分尊重しなければならない。

(研究費の適正な使用)

第9条 研究者は、研究費ごとの原資の意味を十分理解し、その使用にあたっては、学内諸規程及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守し、適正使用に努めなければならない。

(審査の公正性)

第10条 研究者は、他人の研究論文等の査読やその他研究業績の審査にあたる場合は、被評価者に対して予断を持つことなく、当該審査基準等及び自己の知見に基づき公正に審査を行わなければならない。

(事務の所管)

第11条 この規程に関する事務は、大学事務局大学アドミニストレーションオフィスが所管する。

(規程の改廃)

第12条 この規程の改廃は、大学執行部会議の意見を聴取した後、学長が決定する。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日から改定施行する。
- 3 この規程は、平成30年4月1日から改定施行する。
- 4 この規程は、平成31年4月1日から改定施行する。
- 5 この規程は、令和2年4月1日から改定施行する。